



栃木県公報

令和6(2024)年
4月23日(火)
第499号

目次

告示

○有償頒布行政資料の売払代金の徴収事務の委託	373
○地方税の収納事務の委託	373
○栃木県保健医療計画の変更	374
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	378
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	379
○土地改良区定款変更の認可	379
○道路の区域の変更	379
○道路の供用開始	380

公告

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止	381
○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更	381

告示

栃木県告示第262号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により令和6（2024）年4月1日付けで次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6（2024）年4月23日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

有償頒布行政資料の売払代金の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

宇都宮市塙田1丁目1番20号

(2) 名称

栃木県職員生活協同組合

3 委託期間

令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日まで

(文書学事課)

栃木県告示第263号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項第1号の規定により、令和6（2024）年4月1日付けで次のとおり地方税の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和6（2024）年4月23日

栃木県知事 福田 富一

1 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称並びに委託事務の内容

主たる事務所の所在地	名称	委託事務の内容
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	地方税の収納事務の取りまとめ
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	直営店及び加盟店における地方税の収納事務

2 委託期間 令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで

(税務課)

栃木県告示第264号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、栃木県保健医療計画（平成30年栃木県告示第211号）、栃木県外来医療計画（令和2年栃木県告示第227号）及び栃木県医師確保計画（令和2年栃木県告示第227号）を変更したので、同法第30条の4第18項の規定により変更後の概要を次のとおり公示する。

なお、変更後の計画書は、栃木県保健福祉部医療政策課及び各健康福祉センターに備えて一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

栃木県保健医療計画

第1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行等による保健医療を取り巻く環境の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により明らかとなった課題等に対応するため、現行計画を見直し、栃木県保健医療計画（8期計画）を策定することとした。

第2 計画の基本理念

「県民が安全・安心に暮らすための保健・医療・介護提供体制の構築」を基本理念に掲げ、安全で質の高い、かつ持続可能な医療提供体制の確保に加え、保健・医療・介護・福祉サービスの連携を図ることにより、県民誰もが住み慣れた地域において、健康で安心して暮らすことができる社会の実現を図るとともに、感染症や災害等の有事が発生した場合においても必要な医療等を受けることができる体制の構築を目指して、計画を推進する。

第3 計画の位置づけ

この計画は、次の性格を有するものである。

- 1 本県の保健医療対策に関する基本的な方向性を示す計画であること。
- 2 医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画であること。
- 3 栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」を踏まえた計画であること。
- 4 保健、医療、介護、福祉に関する諸計画と調和が保たれた計画であること。

第4 計画の期間

この計画の期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までとする。

第5 保健医療圏の設定及び基準病床数に関する事項

1 保健医療圏の設定に関する事項

医療法第30条の4第2項第14号に規定する区域（以下「二次保健医療圏」という。）及び同項第15号に規定する区域（以下「三次保健医療圏」という。）を次のとおり設定する。

二 次 保 健 医 療 圏		三 次 保 健 医 療 圏
保 健 医 療 圏 の 名 称	区 域	
県北保健医療圏	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡	県 の 区 域
県西保健医療圏	鹿沼市、日光市	
宇都宮保健医療圏	宇都宮市	
県東保健医療圏	真岡市、芳賀郡	
県南保健医療圏	栃木市、小山市、下野市、河内郡、下都賀郡	
両毛保健医療圏	足利市、佐野市	

2 基準病床数に関する事項

区 分		基 準 病 床 数
療 養 病 床 及 び 一 般 病 床	県 北 保 健 医 療 圏	2,797
	県 西 保 健 医 療 圏	1,054
	宇 都 宮 保 健 医 療 圏	4,385
	県 東 保 健 医 療 圏	759
	県 南 保 健 医 療 圏	5,216
	両 毛 保 健 医 療 圏	2,318
	計	16,529
精 神 病 床	3,881	
結 核 病 床	30	
感 染 症 病 床	32	

第6 5 疾病・6 事業及び在宅医療の医療連携体制に関する事項

疾病構造の変化や地域医療の確保等の課題に対応するためには、効率的で質の高い医療体制を構築することが求められていることから、医療機関が機能を分担及び連携することにより、切れ目なく医療を提供する医療連携体制の構築を図る。

具体的には、人口の減少及び高齢化が進む中、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病については、生活の質の向上を実現するため、これらに対応した医療体制を構築する。また、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の6事業についても、これらに対応した医療体制を構築する。さらに、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよ

う、在宅医療に係る医療体制を整備し、地域包括ケアシステムを構築する。

加えて、患者や住民が参加することを通じ、患者や住民が地域の医療機能を理解し、医療の必要性に応じた質の高い医療を受けられる医療連携体制を構築する。

第7 計画の構成

第1章 保健医療計画の基本的な事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 策定の趣旨 2 基本理念 3 計画の位置づけ 4 計画期間 5 進行管理及び計画の評価
第2章 栃木県の保健医療の現状	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の特性 2 人口の特性 3 受療の状況 4 医療資源の状況 5 医療費の状況
第3章 保健医療圏と基準病床数	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療圏 2 基準病床数
第4章 良質で効率的な医療の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民・患者の立場に立った医療サービスの提供 2 医療機関の機能分担と連携 3 医療安全対策の推進 4 医薬品等の安全対策及び血液等の確保 5 保健医療に関する情報化及び医療DXの推進
第5章 5疾病・6事業及び在宅医療の医療連携体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 がん 2 脳卒中 3 心筋梗塞等の心血管疾患 4 糖尿病 5 精神疾患 6 救急医療 7 災害医療 8 新興感染症発生・まん延時における医療 9 へき地医療 10 周産期医療 11 小児救急を含む小児医療 12 在宅医療
第6章 地域医療構想の取組	
第7章 外来医療計画の取組	
第8章 各分野の医療体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症 2 移植医療 3 難病 4 アレルギー疾患 5 慢性閉塞性肺疾患（COPD） 6 慢性腎臓病（CKD） 7 歯科保健医療
第9章 保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりの推進 2 高齢者保健福祉対策 3 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策

	4 ACP（アドバンス・ケア・プランニング） 5 障害保健福祉対策 6 母子保健対策 7 学校保健対策 8 働く世代の健康づくり 9 自殺対策の推進 10 薬物乱用の防止 11 食の安全・安心・信頼性の確保 12 健康危機管理体制の整備
第10章 保健・医療・介護・福祉を支える人材の確保・育成	1 医師 2 歯科医師 3 薬剤師 4 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師） 5 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 6 管理栄養士・栄養士 7 獣医師 8 介護サービス従事者 9 多様な保健・医療・福祉サービス従事者
第11章 計画の周知及び推進体制	1 計画の周知と情報公開 2 計画の推進体制と役割分担

栃木県外来医療計画

第1 計画策定の趣旨

地域ごとの外来医療機能の偏在及び医療機器の配置状況等を可視化して偏在是正等につなげることにより、地域において必要な外来医療の提供や医療機器の効率的かつ効果的な活用を進めるため、栃木県外来医療計画（8期前期計画）を策定することとした。

第2 計画の構成

第1章 外来医療計画の基本的な事項	1 計画策定の趣旨 2 計画の期間
第2章 地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応	1 外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場の設置 2 外来医療機能の現状 3 外来医師偏在指標と外来医師多数区域 4 新規開業希望者等への対応 5 地域で不足する外来医療機能に係る対応
第3章 地域における外来医療の機能分化及び連携の取組	1 外来機能報告による地域の外来医療の提供状況の把握 2 紹介受診重点医療機関の明確化
第4章 医療機器の効率的な活用	1 医療機器の配置状況に関する情報の可視化 2 医療機器の配置状況等の現状 3 医療機器の効率的な活用に係る協議の場の設置 4 地域医療構想調整会議における協議内容及び医療機器の共同利用の方針 5 共同利用計画の記載事項と実効性を確保するための取組
第5章 外来医療計画の評価及び周知	1 計画の評価 2 計画の周知

栃木県医師確保計画

第1 計画策定の趣旨

医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価した医師偏在指標に基づく医師偏在対策を実施するとともに、医師の働き方改革と地域医療提供体制を両立させるため、地域医療構想及び医師確保に関する取組を一体的に推進し、住民が必要とする医療を適切に受けられるよう医師確保を進めるため、栃木県医師確保計画（8期前期計画）を策定することとした。

第2 計画の構成

第1章 計画に関する基本的な考え方	1 策定の趣旨等 2 医師確保計画の長期的な目標等
第2章 栃木県の医療を取り巻く状況	1 医師数 2 医師偏在指標 3 医師少数区域・医師多数区域の設定 4 現状の評価
第3章 医師確保の考え方	1 医師確保の方針及び目標医師数の設定 2 目標医師数を達成するための施策 3 必要医師数を達成するための施策（地域枠等の設定）
第4章 産科・小児科における医師確保計画 第4-1章 産科における医師確保計画	1 本県の周産期医療を取り巻く状況 2 産科・産婦人科・婦人科医師数 3 分娩取扱い医療施設の状況 4 産科における医師偏在指標 5 相対的医師少数区域の設定 6 産科における医師確保の考え方 7 産科医師確保に向けた施策
第4-2章 小児科における医師確保計画	1 本県の小児医療を取り巻く状況 2 小児科医師数 3 小児科における医師偏在指標 4 相対的医師少数区域の設定 5 小児科における医師確保の考え方 6 小児科医師確保に向けた施策
第5章 計画の推進	1 医師確保計画の効果の測定・評価

(医療政策課)

栃木県告示第265号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年4月23日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	事業者		事業所		登録の 年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は 主たる事務所の 所在地	名称	所在地		

092600014	社会福祉法人 夢の森福祉会	日光市大沢町 274	夢の森	日光市大沢町 274	令 和 6 (2024) 年 4 月 11 日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ 内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろう による経管栄養 経鼻経管栄養
-----------	------------------	---------------	-----	---------------	-------------------------------	---

(障害福祉課)

栃木県告示第266号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和6（2024）年度分の補助金等から適用する。

令和 6（2024）年 4 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

産業労働観光部の部工業振興課の款に次のように加える。

未利用食品 等活用支援 補助金	食品関連企業の商品製造工程で発生する未利用食品等の削減・活用のための設備導入等に要する経費の一部を補助することにより、生産性の向上及び競争力の強化を図る。	県内に主たる事業所を有するフードバレーとちぎ推進協議会会員のうち、資本金の額又は出資の総額が500,000,000円未満の企業（以下この項において「中小企業者等」という。）が未利用食品等の削減・活用を通じた生産性向上のための設備導入等に要する次に掲げる経費 (1) 機械装置又は工具器具の購入、据付け又は修繕に要する経費 (2) 工事費 (3) 技術指導の受入に要する経費 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、10,000,000円を限度とする。	中小企業者等
-----------------------	---	--	--------------------------------------	--------

(工業振興課)

栃木県告示第267号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 6（2024）年 4 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
引 田 土 地 改 良 区	令和 6（2024）年 4 月 11 日
笹 原 田 土 地 改 良 区	令和 6（2024）年 4 月 11 日

(農地整備課)

栃木県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 6（2024）年 4 月 23 日から同年 5 月 22 日まで

一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	鹿沼市村井町道目木183-5から 鹿沼市村井町桜内162-1まで	16.4～16.4	38.6	
	後	鹿沼市村井町道目木183-5から 鹿沼市村井町桜内162-1まで	16.4～16.4	38.6	

II

道路の種類 一般国道

路線名 352号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	鹿沼市村井町道目木183-5から 鹿沼市村井町桜内162-1まで	16.4～16.4	38.6	
	後	鹿沼市村井町道目木183-5から 鹿沼市村井町桜内162-1まで	16.4～16.4	38.6	

III

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 矢板那須線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
29	前	那須塩原市金沢字玉貫1263-1から 那須塩原市金沢字玉貫1260-1まで	36.1～44.9	98.4	
	後	那須塩原市金沢字玉貫1263-1から 那須塩原市金沢字玉貫1260-1まで	13.0～34.8	98.4	

栃木県告示第269号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年4月23日から同年5月22日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道293号	鹿沼市村井町道目木183-5から 鹿沼市村井町桜内162-1まで	令和6(2024)年 4月23日

29	主要地方道 矢板那須線	那須塩原市金沢字堂上1292から 那須塩原市下田野字石倉153-1まで	令和6(2024)年 4月23日
----	----------------	--	---------------------

(道路保全課)

公 告

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和6(2024)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和6(2024)年3月31日	坂野 一茂	日光市本町2番地32 ローソン日光東照宮前店

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和6(2024)年4月23日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
令和6(2024)年 4月1日	日光市本町2番地32 ローソン日光東照宮前店	(新規)	五十嵐 暉
令和6(2024)年 4月4日	宇都宮市御幸ヶ原町118-1 ファミリーマート宇都宮御 幸ヶ原店		古橋 義秀

(会計局会計管理課)